

# 環境トピックス



問い合わせ先 環境課 ☎(32) 8898

## プラスチック容器包装に混入物が見られます

最近、プラスチック容器包装の日に、生ごみや紙ごみの混入物がよく見られます。

出せるものは、容器についているフィルム、ラップ、シャンプー洗剤などの容器、カップ、パック、ふた、総菜などのトレイ、包装用ネット、発泡スチロール等です。汚れているものは水で洗い流してから分別してください。汚れが落ちないものは燃やせるごみで出してください。

他にも、小さな袋にプラスチック包装を入れてから大きな袋に入れるといった二重袋や、危険物等の混入にも十分気を付けてください。



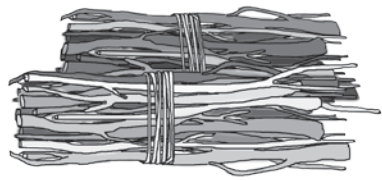
混入物の一部

適正な処理にご協力をお願いします。

## 小枝を出すときのお願い

ご家庭で剪定した小枝は、1メートル程度の長さになり、束ねて小枝の目にお出しく下さい。(枝の太さは10センチまで)

また、束ねる際は紙ひもや麻ひもで束ねて出してください。



## 6月は環境月間です

6月5日は環境の日です。これは、昭和47年6月5日にストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められたものです。

国連では、日本の提案を受けて6月5日を世界環境デーと定めており、日本では環境基本法において環境の日を定めています。

## 斎場使用料補助金について

管外の斎場(火葬場)を使用し管外料金を支払った場合、補助金を交付します。

まず管外料金を全額支払っていたら、補助金申請・請求後に補助金が交付されます。

### 対象者

亡くなられた方または斎場使用申請者が下野市民であること。

### 対象施設

全国すべての斎場での火葬と待合室が対象になります。  
※「宇都宮市 悠久の丘」「小山聖苑」に関しては式場、控室、霊安室等も補助対象になります。

### 補助額

火葬については1体につき58,800円、待合室については1室1回につき16,510円を限度に補助金が交付されます。式場等については管外料金と管内料金の差額になります。

### 申請方法

補助金交付申請書に領収書を添付し環境課へご提出ください。

- 管外斎場
- 石橋地区の方 全ての斎場
- 国分寺・南河内地区の方 小山聖苑以外の斎場

## ごみの分別アプリ「さんあくる」運用中

スマートフォン向けアプリ「さんあくる」の使用により、ごみの分別方法を確認することができます。

他にも、カレンダー機能によりごみの回収日を調べたり、通知機能を利用して回収日の通知を受け取ったりと、ごみの処理に役立つ機能がたくさんあります。ぜひご活用ください。

### ■iOS用QRコード



### ■Android用QRコード

